

鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について

1 意見募集の内容

「鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」についての意見

2 趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、子ども・子育て支援法が制定され、市町村の確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合は、保護者が施設に支払うべき額を限度として、施設型給付や地域型保育給付として施設が受け取ることができることとなります。

これに伴い、特定教育・保育施設設置者及び特定地域型保育事業者については、市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

本市の条例（案）は、国の基準と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定しています。

つきましては、本市の条例（案）の概要について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

3 募集期間 平成26年6月9日から7月8日まで

※ 持参及びFAX、電子メールによるご意見は、平成26年7月8日必着、郵送によるご意見は平成26年7月8日の消印まで有効とさせていただきます。

4 閲覧方法

- (1) 鎌ヶ谷市ホームページ
- (2) 健康福祉部 こども課（総合福祉保健センター2階）
- (3) 情報公開コーナー（市役所3階）
- (4) あっとほーむママ（各施設内）
- (5) 市内公共施設（まなびいプラザ、学習センター（各公民館）、図書館、各コミュニティセンター、各児童センター）

5 意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者名）を明記の上、次のいずれかの方法で受け付けます。

なお、提出する書類については、別紙様式とします。

(1) 郵送の場合

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6-1 鎌ケ谷市役所 こども課宛

(2) 持参の場合 総合福祉保健センター2階 こども課

(3) FAX の場合 047-443-2233

(4) 電子メールの場合 hoikusien@city.kamagaya.chiba.jp

※ 電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントとなりませんのでご注意ください。

6 意見の取扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方については、すべてをとりまとめ、ホームページ等で公表します。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

7 問い合わせ先

鎌ケ谷市 健康福祉部 こども課 保育支援室

電話：047-445-1141（代表） 内線779